

小学校学習指導要領

小学校・総合的な学習の時間 改訂のポイントと指導の改善・充実

文部科学省 初等中等教育局
教育課程課 教科調査官
渋谷 一典



独立行政法人教職員支援機構

- 小学校・総合的な学習の時間 改訂の趣旨と要点
 - ・ 目標及び内容等の改善、教育課程上の位置付け
- 学習指導の改善・充実
 - ・ 主体的・対話的で深い学び

小学校・総合的な学習の時間 改訂の趣旨と要点
目標及び内容等の改善、教育課程上の位置付け

成果

- ・ 探究のプロセスを意識して取り組む児童の好成績

課題

- ・ 資質・能力の育成や各教科等との関連を明らかにすることには、学校による差
- ・ 「整理・分析」
「まとめ・表現」
に課題

小学校・総合的な学習の時間における改訂の要点

- ・ 探究的な学習の過程の一層の重視
- ・ 各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け
- ・ 各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力の育成

目標の改善

(現行) **横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して**，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに，学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育て，**自己の生き方を考えることができるようにする。**

(新) **探究的な見方・考え方を働かせ**，横断的・総合的な学習を行うことを通して，よりよく課題を解決し，**自己の生き方を考えていくための資質・能力**を次のとおり育成することを目指す。

知識及び
技能

(1) 探究的な学習の過程において，課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け，課題に関わる概念を形成し，探究的な学習のよさを理解できるようにする。

思考力、判
断力、表現
力等

(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし，自分で課題を立て，情報を集め，整理・分析して，まとめ・表現することができるようにする。

学びに向かう力、
人間性等

(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに，互いのよさを生かしながら，積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

総合的な学習の時間の構成の全体像



(第1章 総則) 第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

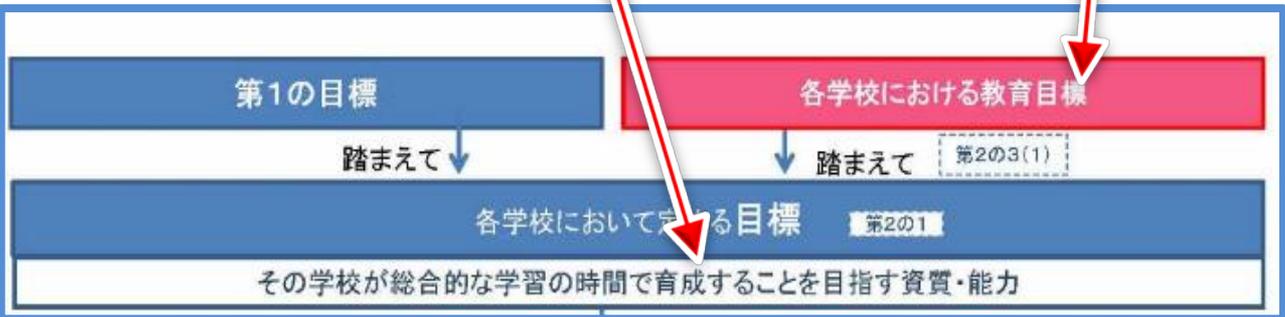
教育課程の編成に当たっては、(中略)、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

(第5章 総合的な学習の時間) 第2 教育課程の編成

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、**各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと**

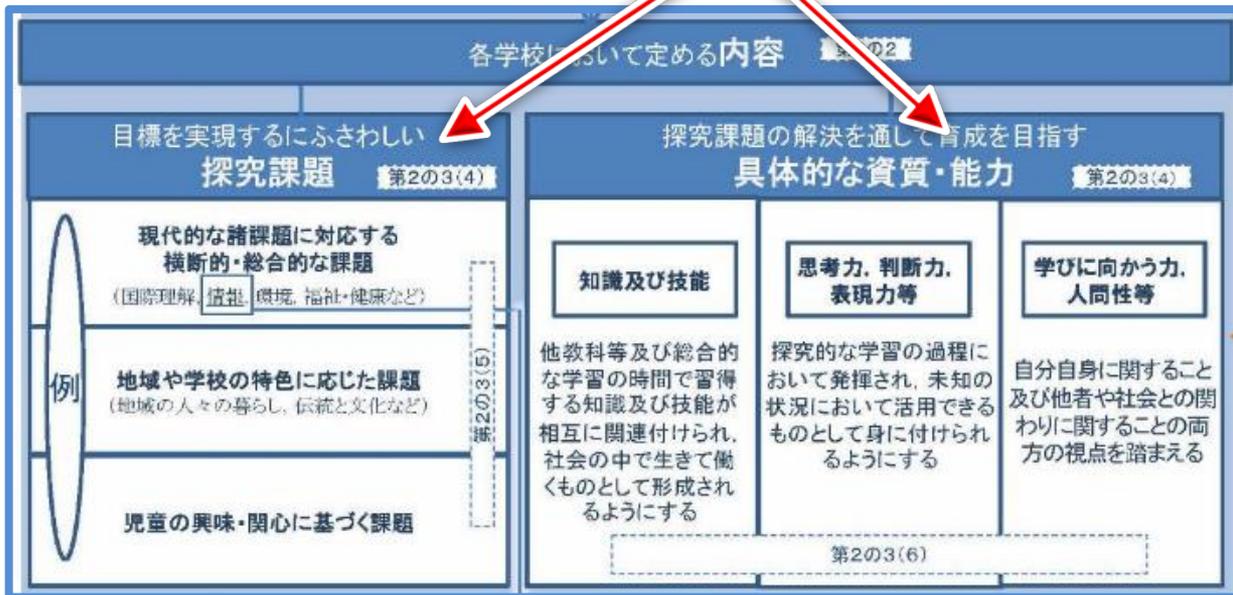


(第5章 総合的な学習の時間)

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 各学校において定める内容については、**目標を実現するにふさわしい探究課題**、**探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力**を示すこと。



学校において定める 内容の改善

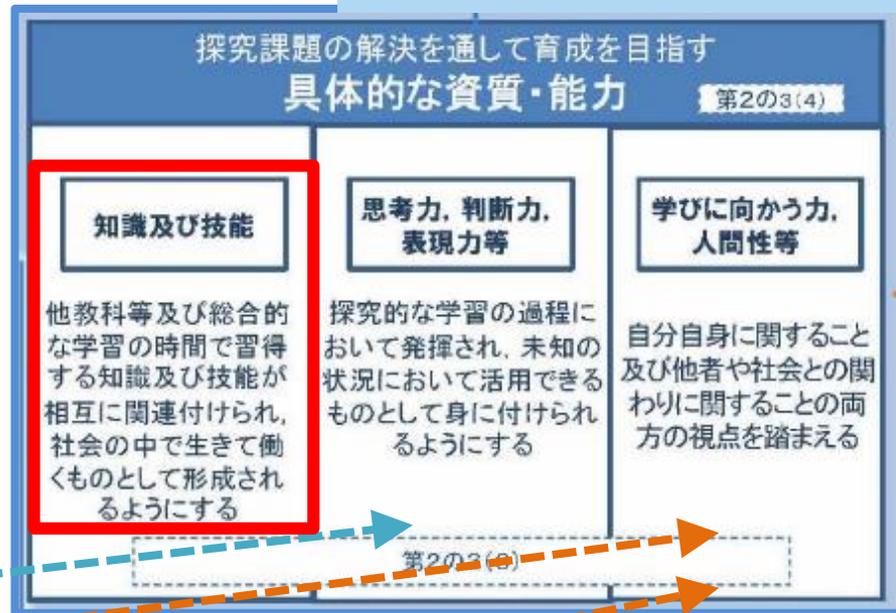
課題の例	探究課題の例
横断的・総合的な課題 (現代的な諸課題)	地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観 (国際理解)
	情報化の進展とそれに伴う日常生活や社会の変化 (情報)
	身近な自然環境とそこに起きている環境問題 (環境)
	身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々 (福祉)
	毎日の健康な生活とストレスのある社会 (健康)
	自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題 (資源エネルギー)
	安心・安全な町づくりへの地域の取組と支援する人々 (安全)
	食をめぐる問題とそれに関わる地域の農業や生産者 (食)
科学技術の進歩と自分たちの暮らしの変化 (科学技術)	
	など
地域や学校の特色 に応じた課題	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織 (町づくり)
	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々 (伝統文化)
	商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会 (地域経済)
	防災のための安全な町づくりとその取組 (防災)
	など
児童の興味・関心 に基づく課題	実社会で働く人々の姿と自己の将来 (キャリア)
	ものづくりの面白さや工夫と生活の発展 (ものづくり)
	生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ (生命)
	など

探究課題

目標の実現に向けて、学校として設定した生徒が探究的な学習に取り組む課題 (従来、学習対象として説明されてきたものに相当)

学校において定める 内容の改善

探究課題の解決を通して育成を目指す
具体的な資質・能力



現行学習指導要領において示した
育てようとする資質・能力及び態度

学習方法に関する事
自分自身に関する事
他者や社会とのかかわりに関する事

指導の改善・充実

主体的・対話的で深い学び

主体的・対話的で深い学び

第3の1 指導計画の作成にあたっての配慮事項

- (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

〔総合的な学習の時間〕

その際、児童や学校、地域の実態等に応じて、**児童が探究的な見方・考え方を働かせ**、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

主体的・対話的で深い学び

探究的な見方・考え方

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること

探究的な学習の過程を
一層充実することが大切

主体的・対話的で深い学び

主体的な学びの視点による学習指導

学習活動を発展的に繰り返していく過程を重視

課題設定と振り返りの充実を図る

対話的な学びの視点による学習指導

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深めるような学びの充実を図る

深い学びの視点による学習指導

今まで以上に学習過程の質的向上を目指す

(各教科等で身に付けた資質・能力を何度も活用・発揮できるような
学習場面を生み出す)

小学校学習指導要領

小学校・総合的な学習の時間 改訂のポイントと指導の改善・充実

文部科学省 初等中等教育局
教育課程課 教科調査官
渋谷 一典



独立行政法人教職員支援機構